

グアム島
知事室
アガニヤ, グアム 96932
アメリカ合衆国

知事令 2020-27

パンデミック即応体制 (PCOR) 1 発令に関連して

2020年3月14日ルー・A・レオン・ゲレロ (メガハガ・グアハン) 知事は、基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、新型コロナウイルス (COVID-19) によってもたらされる潜在的な危険のため、公衆衛生上の非常事態を宣言した。

2020年4月30日知事令2020-11により、グアムは健康と安全のために活動制限を設け政府サービスを調整するパンデミック即応体制 (PCOR) を確立した。

そして同日、グアムはPCOR 1であることを宣言し、集会、最重要でない活動の規制と重要活動においての要件を導入、学校を含む公共施設を封鎖した。

2020年5月8日知事令2020-14によりグアムはPCOR 2であると宣言し、10人以下の集会の許可や学校封鎖の継続、エクササイズ目的での個人利用以外の公園やビーチの封鎖、最重要でない物品販売業の許可、特定業種のグアム保健局ガイダンスに従った運営許可、占有率規制等、適度な規制のもとでの限られた活動を許可した。

2020年7月19日知事令2020-24により、安定して低い新型コロナウイルス陽性率を達成し、新型コロナウイルス症状がみられる全ての人への検査体制が整い、また保健局の感染者接触追跡システム構築によりグアムは2020年7月20日よりPCOR 3に移行することを宣言した。

PCOR 3の宣言に関連して、いくつかの例外を除く全ての事業と活動の運営が占有率規制、ソーシャルディスタンスやマスク着用、消毒の徹底などの感染予防策を実施のうえ許可された。

また連邦政府とグアム政府機関においてはグアム保健局のガイダンスに従い占有率に規制なく運営することを許可した。

7月19日のPCOR 3宣言以来、グアムの検査陽性率は低いものの、活動再開により感染者数が急激に増加している。

最近7日間の記録では88人の新型コロナウイルス陽性患者が確認されており、8月14日現在、8人が入院している。

新型コロナウイルス患者の増加は医療機関を圧迫し、新型コロナウイルスのみならず他の深刻な病状で入院を必要とする全ての患者を安全に治療できなくなるリスクを生み出す。

保健局は、軍医組織、医療顧問グループとの協議にて、患者数の急増はインバウンド旅行者の感染と、過度にまた時期尚早にリラックスしたコミュニティの態度と新型コロナウイルスに対する警戒の欠如の組み合わせが原因であるとしている。

グアムでの検査陽性率が低いとはいえ、新型コロナウイルスが引き続きコミュニティの安全に重大な脅威を与えていることは明確であり、継続的な入島者のスクリーニングと検疫プロトコルを含む複数の前線でのウイルス封じ込め、およびウイルス蔓延と戦うための事業活動、集会に対する厳格な制限の再開が賢明であり必要である。

個人として、地域社会の安全において果たす役割を認識することは非常に重要であり、個々が警戒を怠らず、自身の行動に対して責任を果たし、身近な家族や友人を含め共通の安全性を危険にさらす可能性のある周囲の人々のあらゆる無謀な行動に批判的かつ声高にとどまることが不可欠である。

グアム保健局からの進言と軍医組織、医療顧問グループとの協議により、新型コロナウイルスの継続的な蔓延から地域を保護するためにグアムを暫定的にPCOR 1に戻し、それに適用可能な全ての規制を導入する必要があると判断した。

2020年7月19日知事令2020-24により私公立学校のグアム保険局ガイダンスに従っての再開を許可したが、現在の新型コロナウイルスの感染拡大により、保健局がウイルス感染の進行状況を監視し、子供達とその家族または教師、管理者や学校関係者の安全を確保できるよう対面活動を伴う学校施設を一時的に封鎖することが賢明かつ必要である。

対面指導は禁止であるが、学校は遠隔学習ツールにより生徒に指導することが許可されるべきであり、教師、管理者およびスタッフは、ソーシャルディスタンス、定期的な消毒や手洗いなどの感染対策を実施した上で、遠隔学習促進のために学校の建物と施設に入ることが許可されるべきである。

PCOR 1に戻るにあたり、ソーシャルディスタンスを維持することが困難な広範囲な対面接触機会が発生する実店舗を持つ小売店の運営を含む対面でのやりとりや、集会に多くの制限を課す必要がある。

小売店での店外ピックアップサービスを許可することで、PCOR 1 期間中に小売店のサービス利用が可能となる。レストランでの店外ピックアップサービス、持ち帰り、配達サービスにより閉鎖された場所での顧客と従業員の不要な接触リスクを削減することができる。

よって私、ルー・A・レオン・ゲレロ（メガハガ・グアハン）知事は基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、発令する。

1、**パンデミック即応体制（PCOR） 1** 2020年8月16日午前0時から8月29日23時59分までグアムはPCOR 1 となる。PCOR 1 期間中は特定の企業および活動のみが、最も厳しい条件のもとで運営が許可される。

a. **グアム政府運営** 2020年8月16日より、グアム政府は限られた公共アクセスまたは公共アクセスなしで制限された範囲で運営する。全てのグアム政府機関は最重要でない対面サービスを一時停止する。政府のサービスを必要とするすべての市民は電子メールまたは電話で政府機関や各局に連絡することが求められる。グアム政府の職員は各省庁の業務状況に関わらず、通常の業務に従事し、上司から仕事の報告をするよう命じられた場合、2時間以内に業務報告をすることが求められる。

2020予備選挙投票はグアム保健局のガイダンスに従い2020年8月29日に行われる。施設外での不在者投票は予約制で継続される。投票について不明点がある場合はグアム選挙委員会に問い合わせる。

b. **集会の禁止と社会的隔離の義務** グアム現地法注釈付き3317節条項3、10-3章により、2020年8月16日より、娯楽、エンターテインメント、リクリエーション、飲食サービス、礼拝、宗教行事、劇場、ボーリング、フィットネスジムとその他同様を目的とした、また調理済み飲食物の提供、消費が敷地内のテーブルやバーで行われる全ての公共施設を含む施設での集会を禁止する。

c. **設備、資材に関する緊急措置** 2020年8月16日より2020年8月29日まで全ての事業所または公共施設を封鎖し、施設内での運営を禁止する。

この運営禁止事項は、グアム保健局の該当するガイダンスに記載されている事業には適用されない：在宅介護を含むヘルスケア事業；建設、公共交通機関、電気、水道、ガスなどの公益企業を含むインフラ事業；食料品店、農産物直売市、フードバンク、コンビニエンスストア；経済的困窮者援助、保護

施設を提供する企業や非営利団体；不動産サービス；薬局、ヘルスケア施設；ガソリンスタンド、車両修理業；銀行、信用組合；ごみ収集業；ホームセンター、配管工、電気工とその他住民の安全と衛生維持に不可欠な生活必需サービス提供業

最重要でない小売業はグアム保健局ガイダンスに従い営業が許可されるが、少なくとも顧客は物理的に建物内に入ることは許可されない。すでに注文済みの商品を施設外で受け取ることは許可される。

- d. **感染予防策の義務** 全ての住民は最重要活動を除き、厳格な隔離を遵守することが推奨される。特に高齢者と持病がある人は、他人からの新型コロナウイルス感染の可能性を阻止するため家に留まることを推奨する。本令にて許可された全ての最重要事業と活動においては、グアム保健局ガイダンスに従い感染予防策を実施しなければならない。最低6フィートのソーシャルディスタンス、告知の掲示、定期的な清掃と全ての人にフェイスマスクの着用を命じる。テレワークの許可と奨励をしなければならない。本セクションのもとで運営する企業または活動の顧客は、保健局ガイダンスによりそれらの企業に課される全ての対策に従わなければならない。
- e. **遠隔学習** 生徒とその家族、学校関係者と一般の人々の健康と安全を守り、新型コロナウイルスパンデミック下において教育を維持するため、グアム現地法注釈付き3317節条項3、10-3章により、今後の知事令により延長されない限り2020年8月31日まで、12年生までの全ての私公立学校での対面授業、活動を停止する。地域の管理施設と学校は、器材の配布、その他必要な対面の事務やメンテナンス業務、生徒とその家族への配布用の食事を準備するスタッフなど、代替の教育方法を促進するため学校運営に最低限必要な従業員または業者を除き封鎖される。全ての運動競技、部活動、校内活動、バス送迎も同様に一時停止する。学校はその他該当する保健局ガイドラインに従わなければならない。
- f. **公共の公園とビーチの封鎖** グアム政府のすべての公園とビーチは、ソーシャルディスタンスを保った上での個人のエクササイズ目的での使用を除き封鎖される。
- g. **島外への不要な旅行に関する追加警告** グアム住民はいかなる旅行先であっても不要な島外への旅行は推奨されない。
- h. **施行** 本令に応じない個人または事業は、グアム法に則りその他の刑罰と同様に罰金また事業資格停止が課せられる可能性がある。本令に関連するガイダンスは保健局と税務局より発行される。保健局と税務局は必要に応じグアム警察局と消防局の支援の下、本令を施行する。

- 2、**検疫違反に対する厳罰** グアム現地法注釈付き19604節条項6、10-19章によりグアム保健局は検疫隔離の場所を確立および維持する権限があり、それに関する規則を設定し命令することができる。保健局は政府検疫施設とインバウンド旅行者の自己検疫の厳格なプロトコルを確立している。保健局の検疫隔離の規則、命令、規定を遵守しない場合、軽犯罪とみなされる。

隔離検疫の対象者は自己検疫施設を含み指定された隔離検疫施設の範囲を超えてはならず、この規定に従わない場合は軽犯罪となる。

保健局の明確な承諾なしに隔離検疫施設に立ち入ることは軽犯罪とみなされる。

保健局はこのセクションに関連して追加ガイダンスを発行する場合があります、グアム警察の支援を受けその規定を厳格に施行する。

- 3、**分離/可分性** もし、この知事令のいずれかの条目規定、人または状況への適用が無効であると判断された場合でも、その無効性は、その他の有効な知事令の条目規定または適用に何らの影響も及ぼさない。また、この知事令の規定は分離可能である。
- 4、**先発知事令の有効性継続** これまで発令された全ての知事令は本知事令と矛盾する場合を除き、引き続き完全な効力を有する。

2020年8月14日、グアムのハガニャにて署名及び宣言した

ルーA レオンゲレロ
メガハガグアハン
グアム準州知事